豊山町民間委託に関する指針

豊山町

平成20年3月

豊山町民間委託に関する指針

1 はじめに

本町では、電算業務、ごみ・し尿処理業務や施設維持管理業務など定型的・専門的 業務について、積極的に民間委託を進め、行政運営の効率化を図ってきました。

しかし、空港機能の移転(平成17年2月)に伴う固定資産税を中心とした収入減により、大変厳しい財政状況となっており、行財政改革(集中改革プラン)の遂行が 喫緊の課題となっています。

また、住民ニーズが多様化・高度化する中で、地域におけるさまざまな主体がそれ ぞれの立場から公共サービスを担うことにより、地域にふさわしい多様な公共サービ スが提供される地域社会像(=「新しい公共空間」)を地域協働とともに形成する必 要があります。

このような状況を踏まえ、集中改革プランに基づき、民間委託を推進するため、本 指針を策定するものです。

2 民間委託に関する基本的考え方

(1)新しい公共空間の形成

公共サービスは、行政のみが担うものではありません。真に行政が担う公共サービス以外は、NPO・ボランティア、住民団体、民間企業に委ねることにより、新しい公共空間を形成します。

(2)事務事業の見直し

民間委託等を進めるにあたって、現行実施している事務事業の必要性・効率性、 業務執行方法等を抜本的に見直します。

3 町が主体となって実施すべき事務事業

この指針により、可能な限り民間委託を進めますが、以下の業務については、民間 委託に適さないため、町が主体となって進めることを基本とします。

法令等により、行政が自ら実施することを規定されている業務

例: 税の賦課、使用料の徴収、各種許認可事務など

住民の権利義務について定めたり、町の重要な施策に関する決定を行うなど、 住民の生活に直接間接に重大な関わりを有するような公の意思の形成に深く 関わる業務

例:条例の制定、議会への提案、補助金の交付など

4 民間委託の検討

(1)民間委託の定義

民間委託とは、町が行政責任を果たす上で必要な監督権などを留保しつつ、その 事務事業を民間企業やNPO法人などの住民団体・個人などに委託することである。

(2)民間委託を検討すべき事業

住民サービスの維持・向上、経常経費の削減、事務処理の効率化、外部の専門的知識や技術の活用、行政責任の確保を民間委託の判断基準とし、事務事業の点検を進め、類型化した以下の事業について民間委託を検討することとします。

定型的業務

内部管理業務や窓口業務等で特に高度な専門知識を必要とせず、マニュアル化等により町が直接行わなくても同様の成果が得られるもの

- ・データ入力・集計業務
- ・調査・統計業務
- ・窓口サービス業務
- ・広報等配布業務など

専門的業務

高度な技術・技能や専門的知識を必要とするもの

- ・電算情報システム開発、運用支援、維持管理業務
- ・設計・測量業務
- ・し尿・ごみ処理業務
- · 給食調理業務
- ・用地交渉業務
- ・各種検査・分析業務など
- 集団検診及び予防接種業務
- ・高齢介護業務など

各種イベント等実施業務

各種イベント等で民間のノウハウを活用することで、効果的な運用が期待できるもの

- ・福祉関連イベント
- ・文化関連イベントなど

施設の維持・管理運営業務

施設の管理運営などで、外部委託(指定管理者を含む)により弾力的・効果的・効率的運営が期待できるもの

- ・教育施設
- ・福祉施設
- ・庁舎(含む宿日直業務)
- ・農業施設
- ・消防・防災施設など

その他の業務

同種の業務を行う民間の事業主体があるなど委託化することにより効果的・効率的な執行が期待できるもの

・職員研修業務

・ケーブルテレビ番組の制作など

5 委託先等の選定方法のあり方

(1)委託先の多様な選定方法の採用

委託先について本町では、これまで指名競争入札と随意契約により業者を選定してきましたが、総合評価競争入札(注1)、二段階選抜方式(注2)、競争的交渉方式(注3)やプロポーザル方式(注4)など民間のノウハウ・創意工夫を評価できる選定手法の採用を検討するとともに、より高い競争性・透明性を確保していく。

- (注1)総合評価競争入札方式:入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるものの内、評価値(価格と提案の評価)が最も有利なものを落札者とする方式。入札の規定が適用されない指定管理者候補者の選定にあたっても、総合評価一般競争入札に準じた選定の手続きが行われる例が多い。
- (注2)二段階選抜方式:技術提案と入札価格を別々の封筒に入れて提出し、技術対案の審査を行い 一定の基準を満たす優秀な技術提案を行った応募者のみ入札価格を開封して総合評価を行うこ とで、技術力に優れた応募者を優先的に選定する方式。
- (注3)競争的交渉方式:契約者選定に至るまでの段階で、複数の事業者に対して、技術力や経験、 設計に望む体制等を含めた提案書(プロポーザル)の提出を求め、交渉的プロセスの中で各提案者 と交渉を行った上、それを公正に評価して業務に最も適した事業者を選定する方式。
- (注4)プロポーザル方式:総合評価競争入札方式と類似しているが、入札の手続きをとらず、随意 契約となる。

(2)委託先の経営状況の確認

委託先がその業務を的確に処理できる技術や能力、規模等を備えているかを十分に確認します。また委託先の経営の安定性について、必要に応じて専門家の助言を求めることとします。

6 委託先等の契約・協定の締結のあり方

(1)第三者への再委託

委託した業務の大部分を第三者に再委託することがないよう留意します。また、 民間事業者により第三者に損害が生じた場合、地方公共団体にも損害賠償の責任が 生じる場合に備え、民間事業者に対して求償できるような契約内容にします。

(2)請負・準委任による不法行為責任の担保

民間事業者により第三者に損害が生じた場合、地方公共団体にも損害賠償の責任が生じる場合に備え、民間事業者に対して求償できるような契約内容にします。

(3) 求償を確実にするための措置

地方公共団体による求償を確実なものとするため、第三者への損害に備えた保険 に加入することを委託先等に対して義務付けるなどの措置を行っていきます。

(4)個人情報の保護

個人情報の保護や機密の保持が必要な事務事業については、これらが担保されるよう契約で明確にします。

(5)守秘義務等について

民間委託や派遣労働者の活用を行う場合、契約において秘密情報の漏洩に対する 損害賠償を規定したり、従業員の退職後も秘密の保持を義務付けるため従業員との 間に守秘義務について契約を結ぶよう働きかけます。

(6)地域団体等との契約について

地域団体等は財政基盤が脆弱であったり法人格を持たなかったりすることがあることなどから、地域団体等の自主性及び双方の対等性に配慮しつつ、町が地域団体等と相談、調整をしながら事業の執行を支援するなど、通常の民間企業への委託の場合よりも町の関与を強化することとします。

7 具体化への取り組み

別添フロー図(別表1)のとおり

事務事業見直しのフロー図

